

「ゴキブリの卵がある」等と嘘を告げて害虫駆除・対策の役務提供契約を 勧誘する訪問販売事業者2社に業務停止命令（12 か月）

昨日、東京都は、「害虫 110 番」と名乗って、ゴキブリ等の害虫駆除・対策作業の役務提供契約を勧誘していた
下記事業者2社に対し、**特定商取引に関する法律（以下「法」という。）**に基づき、**12 か月間、業務の一部を停
止**するよう命じ、違反行為を是正するための措置を指示しました。併せて、両事業者の代表取締役に対し、当該停
止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命じました。

事業者名 株式会社ORBITAL PERIOD
代表者 代表取締役 吉川 孝子
所在地 東京都豊島区東池袋一丁目31番10号
(登記上)
業務内容 害虫駆除・対策作業（訪問販売）

事業者名 株式会社サービス
(旧商号 株式会社ORBITAL PERIOD)
代表者 代表取締役 吉川 孝子
所在地 東京都台東区元浅草二丁目1番2 -
303号（登記上）
業務内容 害虫駆除・対策作業（訪問販売）

※ 同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

※ 「株式会社ORBITAL PERIOD」名義で行われる害虫駆除・対策作業について、令和6年6月5日以前は株式会社
ORBITAL PERIODが単独で、令和6年6月6日以降は2社が連携共同して事業を行っていました。

勧誘行為等の特徴

消費者が、ウェブサイト上の「税込**550円**～」との表示を見て連絡すると、実際は、
高額な作業を勧誘されます。約**35万円**を支払ったケースもありました。
事業者は以下のような法に違反する行為を行っていました。

嘘を言って必要のない作業を勧誘する

ゴキブリの卵があります。
冷蔵庫の中にゴキブリの糞があります。

長時間、執拗に勧誘し、また、不安を あおって高額な対策作業を勧誘する

リアルゴキブリハウスになりますよ。
ゴキブリが飛び交うかもしれませんよ。

深夜に多額の現金を引き出しに行かせる

現金しかダメ。
コンビニに行って下ろして来て。

契約の解除を妨害して返金しない

クーリング・オフは無理。
グダグダ言ってるんじゃない。

実際の広告

関東一円、1都6県の害虫駆除
害虫110番  **0120-**
LINEで無料相談24時間365日対応

関東全域は最短10分で駆除完了!

ゴキブリ コバエ ノミ ダニ トコジラミ アリ

**突然のゴキブリ
緊急駆除!**

出張見積り **0円** 受付時間 **24時間 365日** 到着時間 **最短10分**

追加料金一切なし

関東エリア **最安レベル** LINE友だち登録で **無料相談OK!** **税込550円～**

処分について詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/torihiki/shobun/>



【問合せ先】

生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課
電話（直通）03-5388-3073

消費者へのアドバイス

慌てず落ち着きましょう

一旦冷静になって
本当に緊急の駆除
依頼が必要かよく
検討しましょう。



表示料金に注意

集客用の偽りの
金額の可能性が
あります。
0円が並んでいて
も基本料金などの
記載以外の料金を
請求されることが
あります。
電話依頼時に作
業内容と料金を確
認しましょう。

強引な勧誘に注意

高額な見積りに驚
いて作業を断っても
嘘を告げたり、不安
を煽ったりして強引
に勧誘されることが
あります。事業者に
連絡する前に冷静に
検討しましょう。

こんな広告にご注意！

今すぐ害虫駆除！
全国最安値！
500円～

追加費用一切なし！

深夜料金 0円！

出張費用 0円！

休日費用 0円！

見積り費用 0円！

不審な勧誘を受けたら消費生活センターに相談をしましょう

東京都消費生活総合センター **03-3235-1155**

お近くの消費生活センターは 局番なし **188**(消費者ホットライン)

注意喚起情報

《東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」では同種のトラブルについて注意を呼び掛けています》
ゴキブリ発見！ ネット広告で見つけた駆除業者に依頼したら高額請求に！

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kinkyu/20231024.html>



《本件事業者について、消費者庁において、令和6年9月に注意喚起がされています》
高額な料金を請求するゴキブリ駆除業者に関する注意喚起

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/039407/>



悪質業者の情報提供をお願いします



悪質事業者通報サイト
広告表示に関する通報はこちら

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>



皆様からの通報が事業者
指導・処分につながります

**特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務停止命令及び
第7条第1項に基づく指示並びに第8条の2第1項に基づく業務禁止命令**

1 対象事業者

(1) 事業者名 株式会社ORBITAL PERIOD(会社法人等番号 0104-01-128676)

代表者名 代表取締役 吉川 孝子(令和6年1月26日就任)

所在地 東京都豊島区東池袋一丁目31番10号(令和6年1月26日同所に移転)

設立 平成28年12月7日

(※令和6年1月の所在地移転前に吉川氏が全株式を取得して代表取締役に就任。)

資本金 10万円

業務内容 ゴキブリ等の害虫駆除・対策作業(訪問販売)

売上高 不明

(2) 事業者名 株式会社サービス(会社法人等番号 0105-02-020603)

代表者名 代表取締役 吉川 孝子(令和6年6月6日就任)

所在地 東京都台東区元浅草二丁目1番2-303号

設立 平成16年10月1日

(※令和6年6月の商号変更前に吉川氏が全株式を取得して代表取締役に就任。)

商号変更 令和6年6月6日 旧商号より株式会社ORBITAL PERIODに変更

令和6年8月9日 株式会社サービスに変更

資本金 300万円

業務内容 ゴキブリ等の害虫駆除・対策作業(訪問販売)

売上高 約1億4,600万円(事業者報告による。)

2 対象事業者の関係

株式会社ORBITAL PERIOD(以下「オービタル社」という。)は、「害虫110番」と表示したウェブサイトを見た消費者から電話やSNSによる連絡を受けて作業者を派遣し、消費者宅において、害虫駆除や害虫対策の役務提供契約(以下「本件役務提供契約」という。)を締結しており、遅くとも令和6年4月22日から、特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売を行っているものと認められる。

また、株式会社サービス(以下「サービス社」という。)は、令和6年6月6日に商号をオービタル社と同一の「株式会社ORBITAL PERIOD」と変更し、同日以降、消費者宅において本件役務提供契約の締結を行っていた。なお、サービス社は、令和6年8月8日に商号を現在の「株式会社サービス」に変更している。

一方、令和6年6月6日以降も、オービタル社は、本件役務提供契約にかかる広告業務及び消費者との電話対応業務を行っていた。また、本件役務提供契約締結時に消費者に交付する作業請負契約書の書式(以下「書面」という。)を作成し、お客様サポートセンターとしてオービタル社が契約した電話番号を記載するとともに、書面に記載のある「株式会社ORBITAL PERIOD」の住所(東京都新宿区西新宿3丁目(以下略))宛に届く郵便物を、郵便物転送サービスを利用し、オービタル社の代表者住所に転送させていた。さらに、消費者からの代金の振込先及び消費者に対する返金口座は、オービタル社名義であった。

したがって、令和6年6月6日以降、オービタル社とサービス社は、連携共同して、本件役務提供契約締結にかかる法第2条第1項に規定する訪問販売を行っているものと認められる。

3 対象事業者に関する都内の相談の概要(令和7年3月 10 日時点)

契約者平均年齢	平均契約額	相談件数			
		2022 年度 (R4年度)	2023 年度 (R5年度)	2024 年度 (R6年度)	合計
約 26.2 歳 (18 歳～81 歳)	約 14.6 万円 (最高:約 34.7 万円)	0 件	0 件	268 件	268 件

4 業務停止命令(法人)の内容 *2事業者それぞれに対して命令

令和7年3月 28 日(命令の日の翌日)から令和8年3月 27 日までの間(12 か月間)、法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 役務提供契約を締結すること。

5 不適正な取引行為の内容

以下、オービタル社とサービス社が連携共同して行った行為については「オービタル社ら」と記述する。

不 適 正 な 取 引 行 為	法の条項
オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、ウェブサイト上の目立つ場所に「害虫 110 番」という名称を大きく表示する一方、オービタル社らの商号については、最下部までスクロールした箇所のリンク先またはウェブサイト上のウィンドウ内に表示するのみであった。また、消費者宅を訪問する際及びそれに先立つ電話において、「害虫 110 番」とのみ告げ、勧誘に先立ってオービタル社らの商号を明らかにしていなかった。	法第3条 【事業者名不明示】
オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、本件役務提供契約を締結した際に消費者に交付する作業請負契約書に、役務の種類、代金の支払方法、代表者氏名、使用する薬品の商品名及び商品の商標又は製造者名について記載していなかった。 また、オービタル社らの所在地として「東京都新宿区西新宿3丁目(以下略)」と郵便物転送サービス事業者の住所を記載するのみで、オービタル社らの実際の所在地を記載していなかった。	法第5条第1項 及び同第2項 【契約書面記載不備・ 虚偽記載】
オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、本件役務提供契約の勧誘をするに際し、次のとおり、消費者が契約の締結を必要とする事情に関する事項について事実と異なることを告げていた。 オービタル社は「黒ゴキブリの卵しようと糞があります。」、「それが今数個あるんですよ。」等と告げていたが、実際にはゴキブリの卵はなかった。 オービタル社らは、「冷蔵庫内部にもゴキブリの糞があった。」と告げていたが、実際にはバナナの皮の黒い部分が千切れたものであり、また、「ゴキブリの卵は、洗濯機の下とトイレの棚の奥の2箇所の一つずつある。」、「これは完全に孵化していますよ。絶対卵ありますよ。」等と告げていたが、実際にはゴキブリの卵はなかった。	法第6条第1項第6号 【不実告知 (顧客が契約締結を必要とする事情)】

オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、消費者から書面又は電磁的記録によりクーリング・オフの申し出を受けたにもかかわらず、本件役務提供契約に関連して受領した金銭の一部又は全部を返金しなかった。	法第7条第1項第1号 【債務履行拒否】
オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、本件役務提供契約の勧誘をするに際し、次のとおり、消費者に迷惑を覚えさせる勧誘を行っていた。 オービタル社は「出てきたゴキブリと卵の種類が違うからゴキブリはまだいっぱいいる。」等と、消費者が心理的に不安な状態に陥ることを告げていた。 オービタル社らは、消費者が「もう、今日は大丈夫です。」等と契約を締結しない旨を何度も伝えたにもかかわらず、30分以上にわたり勧誘を継続した。また、オービタル社らは「2週間もしたら卵が孵化して、リアルゴキブリハウスですよ。マジやばいですよ。」「数日間家を空けると、ゴキブリの卵がふ化して、帰宅して扉を開けた瞬間、ゴキブリが飛び交っているかもしれませんよ。」等と、消費者が心理的に不安な状態に陥ることを告げていた。	法第7条第1項5号 省令第18条第1号 【迷惑勧誘】
オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、クーリング・オフを申し出た消費者に対して、次のとおり、迷惑を覚えさせるような仕方で契約の解除を妨げた。 オービタル社は、「クーリング・オフは無理。1割しか返せない。」と、数週間にわたりクーリング・オフを認めず、消費者がクーリング・オフによる返金を諦めざるを得ない状況にした。 オービタル社らは、「訪問前に電話でおおまかな作業内容や金額を口頭説明しており、訪問販売には当たらない。」等と告げてクーリング・オフを認めなかったり、「グダグダ言ってるんじゃないやねえ。」等と怒った口調で高圧的に告げたりして、消費者がクーリング・オフによる返金を諦めざるを得ない状況にした。	法第7条第1項5号 省令第18条第1号 【迷惑解除妨害】
オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、本件役務提供契約に基づく債務を履行させるため、消費者に対して、次のとおり、迷惑を覚えさせるような仕方で預貯金を引き出させるための勧誘をしていた。 オービタル社は、「現金しかダメ。」「今からコンビニに行って下ろして来て。」等と告げ、深夜に外出させ現金を持ち帰らせた。 オービタル社らは、「クレジットカードは使えますが、手数料が余計にかかるから、お勧めはしません。」「作業しているうちにコンビニに行ってお金を下ろしてきてください。」等と告げ、深夜に外出させ現金を持ち帰らせた。	法第7条第1項5号 省令第18条第6号ハ 【預貯金を引き出させるための迷惑勧誘】

* 具体的な相談事例は、[参考資料](#)を御参照ください。

6 指示(法人)の内容 *2事業者それぞれに対して指示

- (1) 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに東京都知事宛て文書にて報告すること。

7 業務禁止命令(個人)の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
吉川 孝子	令和7年3月28日(命令の日の翌日)から令和8年3月27日までの間(12か月間)、オービタル社及びサービス社に対して業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。	オービタル社及びサービス社の代表取締役であり、両社の訪問販売における業務全般の運営体制を構築した上、これを統括管理するなど、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

株式会社ORBITAL PERIOD(事例1～6)及び株式会社サービス(事例1～4)に関する具体的な相談事例

(事例1)

令和6年夏の深夜、甲宅にゴキブリが出た。

甲は、これまでゴキブリを見たことが殆どなく、恐怖と驚きでパニックになった。

スマートフォンで駆除方法を検索すると、一番上に駆除業者の広告が出た。広告には料金が「550 円～」等と書いてあったので、甲は、薬をまくことになったとしても、せいぜい2千円位だろう、それなら現金で払えると思い、連絡した。すると、業者は「薬をまくと、もしかしたら高くなるかもしれません。」と言ったが、具体的な金額は言わなかった。

その後、作業員Aから電話があり、部屋の大きさを尋ねられた。甲が答えると、Aは「その部屋の大きさだと、●畳だと1万円位かかっちゃうかもしれません。」と言い、それから30分以上経って訪ねてきた。

これまでの電話や訪問時、業者は、害虫なんとかや110番とは名乗っていたが、「株式会社 ORBITAL PERIOD」とは名乗らなかった。甲が会社名を初めて認識したのは、後刻、交付された作業請負契約書を見た時のことだった。

Aは、室内を一通り見た後、2種類のスプレーをまいたが、どこからもゴキブリは出て来なかった。

すると、Aは、部屋全体にまく薬や燐燐材など数種類の薬剤を使う約19万円の契約内容を提示した。

甲は、電話でのAの言葉から、高くても1万円位だと思っていたため、「高いですね。全部やらなきゃいけないんですか。」と尋ねた。そうしたところ、Aは減らせると言い、約●●万円の契約内容を提示したが、甲にはそれでも高かったため、契約を渋っていると、Aは「何を悩んでるんですか。」等と言い、急にせかし始めた。

甲が金額の高い作業を減らせないか尋ねたところ、Aがイライラした様子で、「いや、だから～、これとこれが一緒だから、これは絶対に一緒にやらないといけないんです。」「この後僕、作業あるんですよ。」等と言い、契約内容を減らすことが許されない雰囲気になったため、甲は焦ってしまい、もうこの金額で仕方がないと作業を依頼した。

契約書作成後、Aから「お支払方法はどうしますか。」と尋ねられた。

甲が「何が使えるんですか」と尋ねると、Aは「クレジットカードは使えますが、手数料が余計にかかるから、お勧めはしません。」と言った。

甲は、実質現金払いだけかと思い、「口座から降ろしても●万円位にしかありません」と言うと、Aは「それでも良いです。残りは後日銀行の方に振り込んでください。」「これから作業に取りかかります。今からお時間30分から40分かかかるので、作業しているうちにコンビニに行ってお金を下ろしてきてください。」と告げたので、甲は、深夜にもかかわらずお金を下ろしに行かざるを得なかった。

甲が、15分ほど外出し自宅に戻ると、Aは道具を片付け終わっていた。

甲の外出時には、まだ作業開始前だったので、甲は、道具を準備し始めてからの全ての作業がたった15分で終わる筈がないと思った。また、契約書に記載の薬剤の量は、数リットルであり、こんなに早くまき終わる筈もなく、部屋も乾いている状態だったので、甲は疑問に思った。

翌日、甲は、クーリング・オフ通知を送った。

しかし、業者からは「契約書に書いてあることは全部やった。支払った分の返金には応じない。振込予定だった金額は免除する。」と回答された。

甲は、全額返金してもらいたかったが、追加で払わされるよりは、割り切って納得するしかないのかなと思い、返金を諦めるしかなかった。

(事例2)

令和6年夏、乙は、自宅内でアリのような小さな虫を見かけるようになった。

乙は、とても虫が苦手だったので、インターネット検索したところ、「税込 550 円〜」「最安レベルに挑戦!」「追加料金一切なし!」「出張見積もり0円!」「現地キャンセル OK」と広告している業者を見つけた。乙は、数匹レベルであれば 550 円で済むのかと思い、業者に連絡した。

乙が出張費について確認すると、業者は、「出張費は無料で間違いない。」と告げたが、その他の料金に関する説明は一切なかった。

訪問前、作業員Bから電話があり、「ゴキブリが出たということで間違いないか。」と尋ねられたので、乙が、本当にゴキブリで間違いないのか尋ねたところ、Bは、「その辺も含めて見させていただきますね。」と言い、深夜に来訪した。

これまでの電話や訪問時、業者は「害虫 110 番です。」とは告げたが、「株式会社 ORBITAL PERIOD」とは告げなかった。

自宅前で出迎えた乙と共に入室したBは、乙には何も見えなかったにもかかわらず、玄関でいきなりシュッシュと何かを撒くと、「ゴキブリがいた。洗濯機の下に逃げ込むのを見た。」と告げた。

その後、Bは室内を確認し、「ゴキブリの卵は、洗濯機の下とトイレの棚の奥の2箇所の一つずつある。」「洗濯機の下には、複数のゴキブリの幼虫とフンが存在する。」「これは凄くよくないです。卵があるという事実と幼虫が何匹かいるという事実から、成虫も何匹かいると思う。卵が産まれるということは集合体フェロモンが溜まっているので、他のゴキブリも集まりやすい状態で非常に危険な状態です。」「シャワールームの天井裏にもゴキブリの糞があった。」「冷蔵庫内部にもゴキブリの糞があった。」等と告げた。

さらにBは、「数日間家を空けると、ゴキブリの卵がふ化して、帰宅して扉を開けた瞬間、ゴキブリが飛び交っているかもしれませんよ。」「取り返しがつかなくなる。」等と何度も告げ、「本当に、数年間姿が見えないようにするには 33 万円のプランが必要。卵が産まれるくらいフェロモンが溜まっているので、普通にしていたらゴキブリが集まってくる可能性が高い。」等と告げた。

乙は、気が動転して泣いてしまった。

乙が電話で家族と相談すると、契約を反対された。Bは、放置した場合のリスクを終始強調したが、乙と家族が納得しなかったため、Bの態度が徐々に高圧的になった。

乙は、「もう、今日は大丈夫です」と契約しない旨を伝えたが、Bは放置した場合のリスクを改めて強調し、再度契約するよう何度も強く勧めた。

しかし、乙と家族は、はっきりと「今日は大丈夫です。」と断った。

すると、Bは、「それでもいいのであれば、基本料金だけいただきます。」と言った。

乙は、「出張費はゼロなんじゃないですか。」と確認したが、Bは、「僕は待ち合わせて一緒に入室するところからやっているんですよ。入室した時点で、ゴキブリが嫌がる薬の散布もしています。なので、この料金はいただきます。」と主張した。

乙は待ち合わせて入室すると料金がかかることやゴキブリが嫌がる薬の散布についての説明は受けていないと思い、乙と家族が2、3回断ったが、Bは20分近く説得してきた。乙は、さも当然かのように請求してくるBを怖いと思い、やむを得ず請求に応じることにした。

翌日、家族で家中を確認したところ、駆除を依頼しなかったにもかかわらず、ゴキブリの成虫、幼虫、卵、糞などは一切見つからなかった。

冷蔵庫内のゴキブリの糞と言われたものは、バナナの皮の黒い部分が千切れて落ちていたものだった。

また、Bは、シャワールームの天井裏にゴキブリの糞があると言っていたが、天井裏はそれなりに高く、踏み台や脚立などを持参していなかったBに確認できる筈がなく、実際に天井裏を確認したが、ゴキブリの糞などは何も見当たらなかった。

(事例3)

令和6年夏の深夜、丙宅にゴキブリが出た。

インターネット検索したところ、「駆除料金 550 円」「クレジットカード可能」「受付時間 24 時間、365 日」「到着時間 10 分」「出張見積もり0円」「現地キャンセルOK」などと書いてある広告を見つけた。

丙は、来てもらっただけなら無料だと思い、この業者に連絡した。

業者からはゴキブリの状況や住所を尋ねられたが、作業内容や料金の話はなく、後刻、担当者から電話する旨を告げられた。しかし、担当者からの連絡前に家族がゴキブリを退治した。そのため、担当者Cから電話がかかってきた際、丙は「もう倒しちゃいました。もう終わっちゃったんですけど。」と伝えた。

ところが、Cは「とりあえず伺います。」と告げたため、丙は、ゴキブリはいないのに何しに来るんだろうと疑問に思ったが、とりあえず来訪を承諾した。

この時、Cから作業内容や料金について説明されなかった。

Cらの来訪時、丙は、既にゴキブリは退治済みであることを2回伝えたが、Cらは「どこですか。」とゴキブリが出た場所を尋ね、「じゃあ失礼します」とのみ告げ、入室した。

これまでの電話や訪問時、業者は「害虫 110 番です。」とは告げていたが、「株式会社 ORBITAL PERIOD」とは告げていなかった。入室直後にCからもらった名刺にも、害虫 110 番の記載はあったが、会社名の記載はなかった。丙が会社名を認識したのは、Cらの退去後、改めて作業請負契約書を確認した時のことだった。

その後も丙は、ゴキブリはもういない旨を伝えたが、Cは、「すぐチェックするんで。」と言い、Dが自宅内を探し始めた。

しばらくすると、Dが「ありましたよ、卵。」と言い、脱衣所の棚の下を指差した。

丙が確認すると、奥に黒い塊があった。Cが「孵化したら、とんでもないことになりますよ。卵は除去しないとダメですよ。」と言ったため、丙が卵除去の料金を尋ねると、Cは「12 万円位です。」と答えた。

丙が「高いですね。」と言うと、Cは「でも皆さんされていますよ。しないと大変なことになりますよ。ゴキブリ王国になりますよ。」と言ったため、丙は、ゴキブリ地獄になるよりは、除去してもらった方が良くかなと思った。

その後、Dが家中に薬剤をまいたところ、家族の部屋からゴキブリが出てきた。

Cは、「これはもう完全に孵化していますよ。絶対卵ありますよ。2週間もしたら卵が孵化して、リアルゴキブリハウスですよ。マジやばいですよ。」と全放出型駆除剤を勧めてきた。

Dがそのゴキブリを退治しようとしたが逃げられ、見つからなくなってしまったことから、丙は全放出型駆除剤をやるを得ないと思い承諾したが、そのゴキブリは、Cらが他の場所を作業している間に家族が退治した。

その後、丙が契約書に署名すると、Cは「金額は、●●万円です。現金でお願いします。」と言った。

丙は手持ちの現金が1万円位しかなく、広告にはクレジットカード払い出来ると書いてあったのにと考えた。

しかし、Cの現金しか認めないという圧に反論出来ず、深夜にもかかわらず、「コンビニに下ろしに行ってきます。」と言って現金を用意せざるを得なかった。

後日、丙は、家族と家中を掃除し確認したが、Cが「絶対卵ありますよ。」と告げた家族の部屋を含め、卵もゴキブリの死骸も一切出てこなかった。

出てきたゴキブリは全て家族が退治したので、業者は本来の目的を達成できておらず、退治以外の作業が増えただけだったと思い、丙はクーリング・オフ通知を送付した。

ところが、業者は「訪問前に電話でおおまかな作業内容や金額を口頭説明しており、訪問販売には当たらない。●●●●円の減額なら応じる。」と契約金額の5%にも満たない金額の返金を主張した。

そのようなことは言われたため、丙は交渉を諦めざるを得なかった。

その後も返金はされていない。

(事例4)

令和6年夏の深夜、丁宅にゴキブリが出た。

丁は、ゴキブリが苦手で、自分ではゴキブリを駆除出来ないと思い、インターネット検索したところ、「550 円」「最短 10 分で到着」「深夜料金0円」「追加料金一切なし」「クレジットカードが利用可能」「キャンセル費用はかかりません」「お見積りにご納得いただいてから作業開始」「30 日間再発防止保証」等と広告に書いてある業者を見つけた。

丁は、「ゴキブリ駆除が追加料金なしで 550 円なのか。」と思い、連絡した。

丁が電話で状況を話すと、業者は「基本料金は●千●●円です。」と告げた。丁は、「550 円じゃないんですか。」と尋ねたが、業者は、「いや、●千●●円です。」と告げたため、丁は押し問答するより早くゴキブリの問題を解決した方が良いと思い、そのまま依頼した。

その後、作業員Eから電話がかかってきた後、Eが到着したが、これまでの電話や訪問時に、業者は「害虫 110 番です。」とは告げたものの「株式会社 ORBITAL PERIOD」とは告げなかった。丁が会社名を認識したのは、後刻、クーリング・オフをするために作業請負契約書を確認した時のことだった。

入室すると、Eは、すぐに「どんな感じですか。」と質問したため、丁は、ゴキブリが出た状況を伝えた。

さらにEは、「薬をかけていいですか。」と尋ねたため、丁は了承した。

するとEは、部屋中に薬をかけ、「隠れているところから出てくるスプレーなんです。」と言い、作業を始めた。

しかし、Eは、料金については一切説明しなかった。

しばらく待ってもゴキブリは出てこなかったが、Eは、「洗濯機の下にいる。」「洗濯機の下からゴキブリの音がする。」と告げた。丁には全く音が聞こえなかったが、Eは、姿の见えないゴキブリに向かってスプレーをまいていた。

さらにEは、「今度は、もっと本格的な強い薬をまきますね。」と言い、薬の名称や効果、料金について何も告げないまま薬をまいた後、「音もしなくなっし、死んでますね。」と告げたが、丁は、「最初から音はしなかったけどな。」と思いながら聞いていた。

Eから、ゴキブリが入ってこられないようにしないといけないと言われたため、丁が料金を尋ねると、Eは、「20 万円、30 万円はかかりますね。」と答えた。

丁が「それは無理ですね。」と断ったところ、Eは、「今の時点で●万●千円位です。」と、基本料金の数倍の金額を告げた。

丁が「●千●●円としか聞いていませんよ。そんなににかかっているって聞いてないんで、ちょっと待ってもらっていいですか。」と言って作業を中断させると、Eは、「電話で、状況によって追加でお金がかかるかもしれないって話しています。」と告げた。

丁は、「いや、そんな話はしていないですよ。」と言ったが、Eは、「自分も現場で説明したし、電話でも言っているはずです。」と主張した。

しかし、Eが料金の話をしたのは、この時が初めてだった。

丁は、これ以上この話をしても埒が明かないと思い、Eに内訳を尋ねると、「基本料金と死骸処理●万円くらい。深夜作業代が●千円くらい」と答えた。

丁は、Eに「ネットに深夜料金は0円と書いてあった。おかしいでしょ。」と言うと、Eは、「深夜遅くに作業しているんだから、かかるのは当然。」と広告とは異なることを告げた。

丁が何度もおかしいと主張したところ、ようやく深夜作業代は取り下げられた。

しかし、死骸処理代については、丁が「ゴキブリが死んだのを見ていない。そもそも洗濯機の下は見えない。あなたも確認出来ないじゃないか。」と主張し、何度も契約するつもりはないことを伝えても、Eは、「もう作業している。お金は発生している。」の一点張りで一向に譲らなかった。

結局、Eが30分以上死骸処理の契約をするよう迫り、お金を払わないと帰ってくれそうになかったため、丁は渋々契約に応じざるを得なかった。

次の夜、丁が前夜に見たのと同じ色やサイズのゴキブリが出てきた。

丁は、本当に処理してくれたのか、ますます怪しいと思った。

そこで丁がクーリング・オフ通知を送ると、業者から電話がかかってきた。

しかし、「グダグダ言ってるんじゃないか。」等と怒った口調で高圧的に言われたため、丁は返金を諦めざるを得なかった。その後、丁は連絡することは出来ず、返金はなかった。

(事例5)

令和6年初夏の深夜、戊宅にゴキブリが出た。

戊は、生まれて初めての事態に驚き慌ててしまい、自分ではどうすることもできないと思い、業者に来てもらおうと思った。インターネットで検索し、一番上に出た広告をタップすると「550 円～」「最安レベルに挑戦!」「追加料金一切なし!」「出張見積もり0 円」「クレジットカードをご利用いただけます」とあった。

戊は、550 円でゴキブリを駆除してもらえと思い、すぐに連絡をした。

すると、作業員から連絡させると言われ、その後、作業員 F から電話があり、到着予定時間を知らされた後、F が訪ねてきた。これまでの電話や訪問時、業者は「害虫 110 番です」とは告げたが「株式会社 ORBITAL PERIOD」とは告げなかった。

入室直後、F は、「駆除の基本料金は●万●千円です。」と告げた。

戊は、「広告と違う。」と思ったが、もう来てもらっているので仕方ないと思い、「わかりました。」と答えた。

F は、スプレーを撒いてゴキブリを探し始め、10 分後、「見つけた。」と言い、戊にゴキブリの死骸を見せてきた。しかし、戊は、自分が見たゴキブリとは色が違うと思った。

F は、「まだ他にもいるかもしれない。」と言い、クローゼットの中を見ていた。約5分後、F は「奥に卵があった。」と言い、「出てきたゴキブリと卵の種類が違うからゴキブリはまだいっぱいいる。」と告げた。

戊は、恐怖でパニックになり、冷静な判断力を失い、F に勧められるがまま●●万円の契約に応じてしまった。

契約書に署名後、戊が支払方法について尋ねると、F は「現金しかダメ。」と告げた。

戊は、手元にお金がないこと、広告にはクレジットカードが使えると書いてあったことを伝えたが、F は、「信用できない。」「現金の方がよい。」と言い、さらに「今からコンビニに行って下ろしてきて。」と告げた。

戊は、深夜にもかかわらず、お金を下ろしに行かざるを得なかった。

翌日、戊はクーリング・オフ通知を送ったが、後日、業者は、「クーリング・オフは無理。1割しか返せない。」と主張した。

戊は、できるだけ多く返して欲しいと思い、交渉を続けたが、業者はなかなか応じようとしなかった。数週間にわたり、何度交渉しても業者がクーリング・オフに応じないことから、戊は、業者側から提示された半額にも満たない一部返金額に了承せざるを得なかった。

その後、業者は、戊から受領した金銭の一部を返金したものの、全額返金を行わなかった。

(事例6)

令和6年初夏の深夜、己は、ゴキブリではない小さな虫に悩まされていたため、相談可能な業者をインターネットで探し、害虫 110 番の広告を見つけた。

広告を見ると、「全国最安値レベルに挑戦中！！」「税込 550 円～」と記載されていた。

業者に連絡をしたところ、Gと名乗る者から電話があり、己がゴキブリや害虫の駆除依頼ではないこと、小さな虫の対策をしたい旨を伝えたところ、Gらの訪問を受けるに至った。

なお、これまでの電話や訪問時に、業者は「害虫 110 番」とは告げたが、「株式会社 ORBITAL PERIOD」とは告げなかった。Gが己に渡した名刺にも、「害虫 110 番」との記載はあるが、会社名の記載はなかった。己が会社名を認識したのは後刻、業者が作業請負契約書を交付した際のことだった。

Gは、室内に入ると「エントランス近くのゴミ捨て場にゴキブリがいたから、お部屋に出てもしょうがない」と告げたが、己は、ゴキブリには困っていないので既に発生している虫の対策をして欲しい旨を伝え、室内を確認してもらった。

すると、その虫のほかにも数種類の虫の死骸が室内で見つかった。

洗濯機のあたりを確認していたもう一人の作業員Hが、Gの名前を呼んだ。Gは、名前を呼ばただけなのに「もしかして、あった。」と返答した。Hが、「黒ゴキブリの卵しようとフンがあります。」と告げると、Gは、己に対し洗濯機の横の隙間を確認するよう促した。

しかし、己には埃しか見えなかった。そこで、何回も「どこですか。」と尋ねたところ、Hは、「見えづらいんですけど、すごい奥なんですよ。」と告げた。己にはそれらしきものが全く見えなかったが、業者が言うことなので、信じてしまった。

己が「卵しょうって何ですか。」と尋ねると、Gはスマホで写真を見せながら、「硬い殻で守られていて、それが今数個あるんですよ。見た感じ、産卵されて数週間経っているから、ひょっとしたらこれ、すぐ産まれちゃいますよ。」、「産卵されているから、もうこの部屋には親のゴキブリが出てるってことです。」、「卵って一個の卵からもう何十匹と産まれてくるから、すごい大量生産されちゃいますよ。」等と告げた。

己はとても焦ってしまい、冷静な判断が出来なくなり、「あるんだったら、すぐ除去してください。」、「産まれる前に卵とフン取って下さい。」と伝えた。

するとGは、「料金は上がっちゃうけどいいですか。」と言い、具体的な金額は告げないまま、作業手順を説明した。

己が「お願いします。」と言うと、Gはそのとき初めて、●●万円という合計金額を提示し、すぐに作業に取りかかろうとした。

己は、金額があまりに高額だったため、家族に相談したい旨を伝えたが、Gらが作業道具を全部出し始めたため、己は、作業を止められないと思い、承諾してしまった。

業者の退去後、己は、ふと卵を取ってもらったのか気になった。

洗濯機の横の隙間を確認すると、卵を取ったのなら埃も動く筈なのに、最初に見たときのまま、いじられた形跡がなかった。不審に思い、改めて別のゴキブリ駆除業者に相談することにした。

数日後、別業者に来訪の上確認してもらったところ、「卵もフンも何にもないですね。」、「卵を取るときは、そのあたりの掃除もしますし、大きい道具というか、業者しか使わないようなものを使ったりするので、埃がちょっとは動いているはずなんですよ。ただ、全くそんな感じもないので、ここは何もされていないと思います。だから、卵はそもそもなかったと思いますよ。」と言われた。

数日後、己がクーリング・オフ通知書を送付したところ、業者は、「クーリング・オフには応じないが、10%の減額には応じる」と主張した。

その後、業者より「早く解決するため、返金希望額を言ってほしい。」と打診されたため、己は「クーリング・オフなので、もちろん全額返金が希望だが、せめて半額は返して欲しい。」と伝えた。

ところが、業者からの回答は半額にも満たない金額であった。

己は、1か月にわたって何度も交渉したが、一部返金を受け入れざるを得ず、業者からの全額返金はなかった。